

Y	《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；	Y	「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
Y	关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系等方式内容，详见里兆律师事务所网站的 订阅规则 ；	Y	「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの 受信にあたってのお願い をご覧ください。
Y	如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的 “里兆法律资讯” 栏目；	Y	「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「 里兆法律情報 」の欄をご覧ください。
Y	如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系 联系 。	Y	ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご 連絡 ください。

Issue 66-2007/07/14~2007/07/20

一、相关新法令与新政策

I 关于上海市企业高温季节津贴标准的通知

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局、上海市总工会

【发布文号】沪劳保综发〔2007〕30号

【发布日期】2007-07-11

【提 示】根据该通知：

n 企业安排劳动者在高温天气下（日最高气温达到 35℃以上）露天工作、以及不能采取有效措施将工作场所温度降低到 33℃以下的（不含 33℃），应当向劳动者支付高温季节津贴，津贴标准每天不低于 10 元；并且，企业在支付高温季节津贴的同时，不能影响高温岗位工作劳动者的高温岗位津贴的支付。

n 当气温达到 35℃及以上时，企业可根据实际情况调整、缩短工作时间；当气温达到 38℃及以上时，除涉及国计民生、城市运行安全和人民基本生活等重要行业外，工作环境不能满足极端高温条件作业的企业，可视实际情况采取暂停工作和保证休息等措施。

n 该通知下发前 2007 年已有的高

一、関連する新法令と新政策

I 上海市企業高温季節手当基準に関する通知

【発布機関】上海市労働社会保障局、上海市総工会

【発布番号】滬劳保綜発〔2007〕30号

【発 布 日】2007-07-11

【コメント】本通知によると次の通りである。

n 企業が労働者に酷暑日（日中の最高気温が 35℃以上）における屋外作業を手配した場合、および作業場の温度が 33℃未満に抑える効果的な措置を講じることができない場合は、労働者に対し、高温季節手当を支払わなければならない。且つ、企業は高温季節手当を支給すると同時に、高温職場作業労働者の高温職場手当の支給には影響してはならない（別途支給する）。

n 気温が 35℃およびそれ以上に達したとき、企業は実際の状況により、作業時間を調整・短縮する。気温が 38℃およびそれ以上に達したときは、国民経済と人民の生活や都市運行の安全と住民の基本生活にかかわる重要な業種を除いて、作業環境が

温日, 企业应按该通知规定发放高温季节津贴。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai11393.html>

極端高温作業条件を満たさない企業は、実際の状況により、作業の一時停止および休憩の保証などの措置を講じなければならない。

- n 本通知が出される以前の 2007 年にすでに存在した高温日については、企業は本通知の規定にしたがい高温季節手当を支払わなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai11393.html>

I 关于针对海关在执行相关进口税收优惠政策适用问题的公告

【发布单位】海关总署、国家发展和改革委员会、财政部、商务部

【发布文号】海关总署、国家发展和改革委员会、财政部、商务部 2007 年第 35 号公告

【发布日期】2007-07-13

【实施日期】2007-07-20

【提示】该公告的主要内容包括:

外商投资项目适用进口税收优惠	<ul style="list-style-type: none"> - 根据外商投资的法律法规规定, 在中国境内依法设立的外商投资企业, 所投资的项目符合《外商投资产业指导目录》中鼓励类或《中西部地区外商投资优势产业目录》的产业条目的, 其在投资总额内进口的自用设备及随设备进口的配套技术、配件、备件(以下统称“自用设备”), 除《外商投资项目不予免税的进口商品目录》所列商品外, 免征关税和进口环节增值税。 - 2002 年 04 月 01 日以前批准的外商投资限制乙类项目, 以及 1996 年 04 月 01 日以前批准的外商投资项目, 仍可享受上述外商投资项目进口税收优惠政策。
外商投资股份有限公司适用进口税收优惠	<ul style="list-style-type: none"> - 中外投资者采取发起或募集方式在境内设立外商投资股份有限公司, 或已设立的外商投资有限责任公司转变为外商投资股份有限公司, 并且外资股比不低于 25%, 所投资的项目符合《外商投资产业指导目录》中鼓励类或《中西部地区外商投资优势产业目录》的产业条目的, 其在投资总额内进口的自用设备, 可以享受外商投资项目进口税收优惠政策。 - 内资有限责任公司和股份有限公司转变为外资股比不低于 25% 的外商投资股份有限公司并且同时增资, 所投资的项目符合《外商投资产业指导目录》中鼓励类或《中西部地区外商投资优势产业目录》的产业条目的, 其增资部分对

I 税関による関連する輸入税優遇政策の執行を対象とした適用問題に関する公告

【発布機関】税関総署、国家発展改革委員会、財政部、商務部

【発布番号】税関総署、国家発展改革委員会、財政部、商務部 2007 年第 35 号公告

【発布日】2007-07-13

【施行日】2007-07-20

【コメント】本公告には主に次の内容を含む。

外商投資プロジェクトに適用する輸入税優遇	<ul style="list-style-type: none"> - 外商投資に関する法律、法規の規定によると、中国国内にて法にもとづき設立された外商投資企業は、その投資するプロジェクトが「外商投資産業指導目録」中の奨励類または「中西部地区外商投資優勢産業目録」中の産業条目に当てはまる場合は、その投資総額内で輸入する自己使用設備および設備に伴い輸入するコンピネーション技術、部品、交換部品(以下「自己使用設備」と総称する)については、「外商投資プロジェクト非免税輸入商品目録」中に列挙された商品を除き、関税と輸入増値税を免除する。 - 2002 年 4 月 1 日以前に許認可を受けた外商投資制限制乙類プロジェクト、および、1996 年 4 月 1 日以前に許認可を受けた外商投資プロジェクトは、依然上述の外商投資プロジェクト輸入税優遇政策を受けることができる。
外商投資股份有限公司に適用する輸入税優遇	<ul style="list-style-type: none"> - 中外投資者が発起または募集の方式にて国内にて外商投資股份有限公司設立するか、または既に設立されている外商投資有限責任会社が改制して外商投資股份有限公司となり、且つ、外資株比が 25% を下回らないときは、その投資するプロジェクトが「外商投資産業指導目録」中の奨励類または「中西部地区外商投資優勢産業目録」中の産業条目に当てはまるものは、その投資総額内で輸入する自己使用設備については、外商投資プロジェクトの輸入税優遇政策を受けることができる。 - 内資有限責任公司及股份有限公司が改制して外資株比 25% を下回らない外商投資股份有限公司となり、且つ同時に増資する場合は、その投資するプロジェクトが「外

	<p>应的进口自用设备可享受外商投资项目进口税收优惠政策。</p>
外国投资者的投资比例低于25%的外商投资企业的进口税收优惠	<ul style="list-style-type: none"> - 外国投资者的投资比例低于 25%的外商投资企业, 所投资的项目符合《外商投资产业指导目录》中鼓励类或《中西部地区外商投资优势产业目录》的产业条目的, 其在投资总额内进口的自用设备, 除《国内投资项目不予免税的进口商品目录》所列商品外, 可以免征关税和进口环节增值税。 - 外国投资者的投资比例低于 25%的外商投资企业不能享受外商投资项目进口税收优惠政策, 不能利用自有资金免税进口自用设备。
外商投资企业境内再投资项目的进口税收政策	<ul style="list-style-type: none"> - 外商投资企业向中西部地区再投资设立的企业或其通过投资控股的公司, 注册资本中外资比例不低于 25%, 并取得外商投资企业批准证书, 所投资的项目符合《外商投资产业指导目录》中鼓励类或《中西部地区外商投资优势产业目录》的产业条目的, 其在投资总额内进口的自用设备, 可享受外商投资项目进口税收优惠政策。 - 外商投资企业向中西部以外地区再投资设立的企业, 以及向中西部地区再投资设立的外资比例低于 25%的企业, 所投资的项目仍按外商投资产业政策管理, 其中符合《外商投资产业指导目录》中鼓励类或《中西部地区外商投资优势产业目录》的产业条目的, 其在投资总额内进口的自用设备, 除《国内投资项目不予免税的进口商品目录》所列商品外, 可以免征关税和进口环节增值税。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www1.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=72987&SettingModuleID=1147>

	<p>商投资产业指导目录」中の奨励類または「中西部地区外商投資優勢産業目録」中の産業条目に当てはまるものは、その増資部分に対応して輸入する自己使用設備については、外商投資プロジェクトの輸入税優遇政策を受けることができる。</p>
外国投資者の投資比率が25%を下回る外商投資企業の輸入税優遇	<ul style="list-style-type: none"> - 外国投資者の投資比率が 25%を下回る外商投資企業について、その投資するプロジェクトが「外商投資産業指導目録」中の奨励類または「中西部地区外商投資優勢産業目録」中の産業条目に当てはまる場合は、その投資総額内で輸入する自己使用設備については、「外商投資プロジェクト非免税輸入商品目録」中に列挙された商品を除き、関税と輸入増値税を免除する。 - 外国投資者の投資比率が 25%を下回る外商投資企業で外商投資プロジェクト税優遇政策を受けられないものは、自己保有資金を利用して自己使用設備を免税輸入してはならない。
外商投資企業の国内再投資プロジェクトの輸入税政策	<ul style="list-style-type: none"> - 外商投資企業が中西部地区に向けた再投資によって設立した企業またはその子会社は、登録資本中の外資の比率が 25%を下回らず、且つ、外商投資企業批准証書を取得しているときは、その投資するプロジェクトが「外商投資産業指導目録」中の奨励類または「中西部地区外商投資優勢産業目録」中の産業条目に当てはまる場合、その投資総額内で輸入する自己使用設備は、外商投資プロジェクトの輸入税優遇政策を受けることができる。 - 外商投資企業が中西部以外の地区に向けた再投資により設立した企業、および中西部に向けた再投資によって設立されたがその外資比率が 25%を下回る企業は、その投資プロジェクトはこれまで通り外商投資産業政策管理に従い、そのうち「外商投資産業指導目録」中の奨励類または「中西部地区外商投資優勢産業目録」中の産業条目に当てはまるものは、その投資総額内で輸入する自己使用設備については、「外商投資プロジェクト非免税輸入商品目録」中に列挙された商品を除き、関税と輸入増値税を免除する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www1.customs.gov.cn/Default.aspx?TabID=433&InfoID=72987&SettingModuleID=1147>

I 银行开展小企业授信工作指导意见

【发布单位】中国银行业监督管理委员会

【发布文号】银监发〔2007〕53号

【发布日期】2007-06-29

【实施日期】2007-06-29

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=20070719D3D7EE21CECFF781F FEDB5694423D700>

I 銀行が小企業の授信業務を展開することの指導意見

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会

【発布番号】銀監発〔2007〕53号

【発布日】2007-06-29

【施行日】2007-06-29

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=20070719D3D7EE21CECFF781F FEDB5694423D700>

I 关于深入推进国土资源领域治理商业贿赂专项工作的意见

【发布单位】国土资源部

【发布文号】国土资发〔2007〕162号

【发布日期】2007-07-06

【提示】根据该意见，国土资源部等五部委将对非法低价出让国有土地使用权问题开展专项清理。清理内容主要包括：

- n 是否将应出让的土地作划拨处理；
- n 是否将应招标采购挂牌出让的土地按协议方式出让；
- n 出让金的定价、收支是否合法合理；
- n 以协议或者划拨方式取得土地使用权后有无违反规定改变规划用途的问题。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2007-07/13/content_683507.htm

I 国土資源領域において商業賄賂に対する取締の特別項目作業を一層推し進めることに関する意見

【発布機関】国土資源部

【発布番号】国土資発〔2007〕162号

【発布日】2007-07-06

【コメント】本意見によると、国土資源部などの五つ委員会は非法に低価格で国有地使用权を払い下げる問題に対し特別項目の徹底調査をおこなう。徹底調査の内容には主に次のものを含む。

- n 払下げすべき土地に対し無償割当処理をしていないかどうか。
- n 入札・競売・公示にて払い下げるべき土地を協議にて払い下げてはいないか。
- n 払い下げ金の定価、収受が合法で合理的かどうか。
- n 協議または無償割当により土地使用权を取得したのち、規定に違反して(土地の)計画用途を変更する問題が存在していないかどうか。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2007-07/13/content_683507.htm

I 关于延期申报预缴税款滞纳金问题的批复

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2007〕753号

【发布日期】2007-07-10

【提示】根据该批复，纳税人不能按期办理纳税申报的，经税务机关核准，可以延期申报，但要在纳税期内按照上期实际缴纳的税额或者税务机关核定的税额预缴税款，并在核准的延期内办理税款结算。预缴税款之后，按照规定期限办理税款结算的，不加收滞纳金。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2007-07/19/content_689881.htm

I 税金の滞納金申告の延期問題に関する批复

【発布機関】国家稅務總局

【発布番号】国税函〔2007〕753号

【発布日】2007-07-10

【コメント】本批复によると、納税者が期日どおりに納税の申告を行うことができないときは、稅務機關の許可を経たうえで、申告を延期することができる、しかし、納稅期限内に前期に実際に納付した稅額または稅務機關が確定した稅額の預払金を納める必要があり、且つ、確定された延期期限内に税金の決算手続をする必要がある。預払金を支払った後に、規定の期限に従い決算手続をしたものについては、滞納金を課すことはしない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2007-07/19/content_689881.htm

I [《生产安全事故报告和调查处理条例》罚款处罚暂行规定](#)

【发布单位】国家安全生产监督管理总局
 【发布文号】国家安全生产监督管理总局令 13 号
 【发布日期】2007-07-12
 【实施日期】2007-07-12
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.chinasafety.gov.cn/2007-07/17/content_252040.htm

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I [上海市仲裁委提示申请劳动仲裁时应注意的风险](#)

最近，根据上海市劳动和社会保障局对外发布的 2007 年上半年全市劳动争议的有关情况，上海市仲裁委对当事人在申请劳动仲裁时应注意的风险作了下述提示：

风险类别	具体注意事项
一、仲裁申请材料提交不当的风险	- 当事人申请仲裁时，提交的仲裁申请书中应载明仲裁请求事项、相关的事实和理由、当事人的基本信息及文书送达地址等。另外应注意申请仲裁的时效。
二、仲裁请求不当的风险	- 当事人请求仲裁时，应根据客观事实和有关法律、法规的事实提出自己的请求事项。如请求不当，将承担败诉或部分败诉的法律后果。
三、举证不能的风险	- 当事人对自己的主张有提供证据加以证明的义务。因用人单位开除、除名、终止或解除劳动合同、减少劳动报酬、计算劳动者工作年限等发生劳动争议的，由用人单位负举证责任。 - 有下列情况的当事人，依法均应承担于己不利的法律后果： i 负有举证责任的当事人未按规定履行举证责任；

I [「生産安全事故報告および調査処理条例」罰金処罰暫定規定](#)

【発布機関】国家安全生产监督管理总局
 【発布番号】国家安全生产监督管理总局令 第 13 号
 【発布日】2007-07-12
 【施行日】2007-07-12
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.chinasafety.gov.cn/2007-07/17/content_252040.htm

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

I [労働仲裁の申立時に注意すべきリスクに関する上海市仲裁委員会のコメント](#)

このほど、上海市労働社会保障局が対外に向け発布した 2007 年上半年期全市労働争議に係る状況にもとづき、上海市仲裁委員会は、当事者が労働仲裁を申し立てる際に注意すべきリスクについて次のコメントを発表した。

リスクの類別	具体的な注意事項
一、仲裁の申請資料の提出が適切でないことによるリスク	- 当事者が仲裁を申し立てるときは、提出する仲裁申立書上に、仲裁請求事項、関連する事実と事由、当事者の基本情報および書簡の送達先住所などを明記しなければならない。このほか仲裁申立ての时效にも注意が必要である。
二、仲裁請求が不当であることのリ スク	- 当事者が仲裁を申し立てるときは、客観事実と関連する法律、法規の事実にもとづき、自己の請求事項を提出しなければならない。請求が不当であるときは、敗訴または一部敗訴の法的結果を負担することになる。
三、拳証不能の リスク	- 当事者は自己の主張に対し、証拠を提供しこれを証明する義務を負う。雇用企業による解雇、除名、労働契約の終了または解除、労働報酬の減額、労働者の勤続年数の計算に起因し労働争議が発生した場合は、雇用企業が立証責任を負う。 - 当事者に次の状況が認められる場合は、法にもとづき自己に不利な

	<ul style="list-style-type: none"> i 未能在指定期限内提供证据; i 对需要鉴定的事项负有举证责任的当事人,在指定期限内无正当理由不提出鉴定申请、不预交鉴定费用或者拒不提供相关材料,致使对案件争议的事实无法通过鉴定结论予以认定的。
四、错误行为的风险	- 当事人应当遵循诚实信用的原则提出自己的主张。如提供虚假陈述或作伪证,将承担相应的法律责任。
五、不按时到庭参加仲裁的风险	- 当事人收到开庭通知后,除因不可抗力等客观原因经提前申请可变更开庭日期情形之外,无正当理由拒不到庭或者未经仲裁庭同意中途退庭,对申诉人按撤诉处理,对被诉人可以缺席裁决。

(摘自 2007 年 07 月 20 日上海劳动保障服务网)

	<p>法的結果を負うことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 挙証責任を負う当事者が規定に従った挙証責任を履行しないとき。 i 指定期限内に証拠を提出しないとき。 i 鑑定が必要な事項につき挙証責任を負う当事者が、指定期限内に正当な理由なく鑑定の申請をしない、鑑定費用を前払いしない、または関係する資料の提出を拒んだため、案件争議の事実に対し鑑定結果を通して認定することができなくなったとき。
四、不誠実行為のリスク	- 当事者は誠実信用の原則に従い自己の主張を提出しなければならない。もし虚偽の陳述または証拠の捏造をしたときは、相応する法律責任を負うことになる。
五、期日に法廷に出頭し仲裁に参加しないことのリスク	- 当事者が開廷の通知を受け取った後、不可抗力などの客観的原因にて事前に開廷日時の変更を申請したケースを除いて、正当な理由なく法廷に出頭しない、または仲裁法廷の同意なく途中で退廷をした場合は、申し立て人に対しては申立撤回の処理をし、被申し立て人に対しては欠席裁決を行なうことができる。

(2007 年 7 月 20 日付けの上海労働保障服務網より)

I 中国现行代垫款外汇收付政策的简要分析

代垫款的外汇收付,是指在中国境外由境外主体为境内主体代垫各项费用(“代垫款”),或者在中国境内由境内主体为境外主体代垫各项费用,境外主体、境内主体之间(往往是母子公司或者关联公司)进行代垫款结算时,通常会涉及外汇的收付。

实践中,代垫款通常包括员工工资及福利津贴、保险费用、差旅费、培训费等非贸易项下的费用。律师结合中国目前外汇管理方面的法律法规,以及政府主管部门的实务操作要求,对代垫款的外汇收付方面的政策,简要分析如下,供参考。

n 情形一:境外主体为境内主体支付的代垫款,由境内主体付汇

该情形属于境内公司非贸易项下对外付汇。对此,中国外汇法律法规并没有禁止性的规定,但是在很长一段时间的实践中,外汇主管部门往往以法律没有明确依据、实务中无法操作等为由

I 中国における現行の立替金外貨送金政策についての分析

立替金の外貨支払いとその受け取りとは、中国国外にて国外主体が国内主体のために各種費用立て替える(立替金)、または中国国内にて国内主体が国外主体のために各種費用を立て替えた後に、国外主体と国内主体の間で(往々にして親子会社または関連会社である)立替金の決算を行なう際にかかわってくる外貨の支払いと受け取りのことをいう。

実務上、立替金には、従業員の給与および福利手当、保険費用、出張費、研修費などの非貿易項目の費用を含む。弁護士は中国の現行の外貨管理方面的法律、法規、および政府主管部門の实务操作要求と結びつけ、立替金の外貨支払とその受け取りに関する政策につき、簡単に次のように分析する。

n ケース 1: 国外主体が国内主体のために支払った立替金を、国内主体が外貨支払する。

このケースは、国内企業の非貿易項目における外貨の対外支払にあてはまる。これに対し、中国の外貨に関する法律、法規は禁止性の規定をしていないが、しかし、長きに渡って実務上、外貨主管部門は、往々に

不批准境内主体对外付汇。直到国家外汇管理局发布如下规定，代垫款对外付汇才有了法律依据：

1. 2004年06月29日发布的《关于跨国公司非贸易售付汇管理有关问题的通知》。根据该通知，符合条件的代垫款，可以持相关的证明文件，直接从其外汇账户中支付或者到外汇指定银行购汇后支付。
2. 2005年10月21日发布的《跨国公司非贸易外汇管理改革试点方案实施细则》（目前仅适用于上海浦东新区）。根据该通知，现行法规中没有明确规定的，金额在等值10万美元（含）以下的非贸易付汇，可以凭相关的证明文件，由外汇指定银行进行真实性审查后办理售付汇手续；等值5,000美元（含）以下的非贸易付汇，即使无相关的证明文件，通常也可以办理售付汇手续。

需要注意，上述规定的适用范围有一定的限制，即仅仅适用于特定主体（跨国公司）或者特定区域（上海浦东新区）；其他主体的代垫款的对外付汇，严格来讲，目前通常还是无法办理。尽管如此，通过上述规定，可见目前正在逐步放开代垫款的付汇政策。

n 情形二：境内主体为境外主体支付的代垫款，由境内主体收汇

该情形比较常见的情况是，由境内主体以人民币代理境外主体支付在中国境内的费用，由境外主体支付外汇，即由境内主体收汇。对此，1997年01月14日修订的《外汇管理条例》有明确规定，以人民币为他人支付在境内的费用，由对方付给外汇的，属于非法套汇行为，由外汇管理机关给予警告，强制收兑，并处非法套汇金额30%以上3倍以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

虽然有上述明确规定，但是在很长一段时间的实践中，对上述规定的执行通常并不十分严格。通常，以人民币为他人支付贸易项下的费用，由对方给付外汇的情形才被认定为非法套汇行为；对非贸易项下的代垫款，外汇管理部门在审核其真实性后，通常准予收汇。

律师注意到，2007年06月12日，中国人民银行上海分行出具了《关于对上海市银行同业工会会员单位近期所提建议的复函》，对代垫款问题明确重申如下：

1. 根据《外汇管理条例》第40条第2款规定，“以人民币为他人支付在境内的费用，由对方付给外汇的”属非法套汇行为。因此，境内机构为境外机构垫付人民币后再

付，法律上明确的依据没有，实务上操作的可行性没有。国内主体由于外货的对外支付被许可了。其後国家外匯管理局より次の規定が發布され、ようやく、立替金の対外支払に法的根拠が与えられたのである。

1. 2004年6月29日に發布された「多国籍企業による非貿易外貨転・外貨支払管理の関連問題に関する通知」。本通知によると、条件に合致する立替金は、関連する証明文書を以て、直接その外貨口座の中から支払うか、または外貨指定銀行にて外貨購入を行ない支払うことができる。
2. 2005年10月21日に發布された「多国籍企業非貿易外貨管理改革試点方案實施細則」（現時点では、上海浦東新区にのみ適用されている）。本通知によると、現行法規中には明確な規定のない金額が10万米ドル相当以下の非貿易外貨支払は、関連する証明文書にもとづき、外貨指定銀行による真实性の審査の後、外貨支払手続を行なうことができる。5000米ドル相当以下の非貿易支払は、関係する証明文書がなくとも、通常、外貨支払手続をすることが可能となった。

注意が必要なのは、上述の規定の適用範囲には一定の制限があり、即ち特定の主体（多国籍企業）または特定の地域（上海浦東区）にのみ適用される。その他の主体による立替金の対外支払については、厳格にいうと、現時点では手続のしようがない。そうではあるが、上述の規定から、現在立替金の外貨支払政策は徐々に開放される動きにあることが伺える。

n ケース2：国内主体が国外主体のために支払った立替金につき、国内主体が外貨を受け取る

このケースで比較的好く見られる状況は、国内主体が人民元にて国外主体を代理して支払った費用につき、国外主体が外貨を支払うというものであり、即ち国内主体が外貨を受け取ることになる。これに対し、1997年1月14日付けで改正された「外貨管理条例」には明確な規定がされており、人民元にて他人のために国内にて支払われた費用につき、相手方が外貨を支払うことは、外貨のやり取り行為に該当し、外貨管理機関はこれに警告を与え、強制的に受け取った外貨を人民元に両替、また、非法受け取った金額の30%以上3倍以下の範囲で罰金を課す、犯罪を構成するものについては、刑事責任を追求することになっている。

上述の明確な規定があるにもかかわらず、長きにわたって実務上は、上述の規定はあまり厳格に執行されてこなかった。通常、人民元にて他人のために支払った貿易項目下の費用につき、相手方が外貨を支払うケースは外貨のやり取り行為と認定されるが、非貿易項目下の立替金に対しては、外貨管理局がその真实性を審査・確認したのち、通常外貨の受け取りを許可してきた。

弁護士が目にしたことには、2007年6月12日に、中国人民銀行上海支店は「上海市銀行同業工会会員機関が近期に提出した建議に対する回答書簡」を

从境外收汇,无论是进外汇账户还是直接结汇均属于非法套汇行为。

2. 外汇指定银行在客户申报后,确认其为代垫款时,应及时报告所在地外汇局检查部门。
3. 只要是“以人民币为他人支付在境内的费用,由对方付给外汇的”,即为非法套汇行为,无论其人民币资金是否来源于结汇。

对此,律师与上海以及其他地区的外汇管理部门进行了确认,相关主管官员表达了实践中应当将代垫款收汇一律认定为非法套汇行为的观点,而且,代垫款是否真实,以及属于贸易项下费用、还是非贸易项下费用等,在所不论。

律师推测,随着中国外汇储备的增加,中国政府目前已经开始面临过高的外汇储备可能带来的风险。为减轻国家储备外汇的压力和成本,外汇管理部门一方面需要制定加速外汇储备分流、减少外汇储备的政策,另一方面将更加严格执行现有政策,在收汇审查方面将更加严格。

基于上述严格规定,律师理解,中国境内相关主体以代垫款的名义收汇将面临较大风险。中国外汇指定银行如果确认其客户收汇属于代垫款性质,则通常应当暂时保留该项资金,不入客户的外汇账户,并联系境外汇款人予以退还。具有代垫款性质的款项一旦进入中国境内客户的外汇账户,则通常将被认定为非法套汇行为,并将根据《外汇管理条例》的上述规定予以处罚。

(里兆律师事务所 2007 年 07 月 20 日整理编写)

発行し、立替金問題に対して次のように明確に再確定した。

1. 「外貨管理条例」第 40 条第 2 項の規定によると、「人民幣にて他人のために国内にて支払った費用につき、相手方が外資支払をすること」は外貨のやみ取引行為に属する。このため、国内機構が国外機構のために人民幣にて立替払いをした後、その後国外から外貨送金することは、外貨口座への送金であるか直接為替決算であるかを問わず、外貨のやみ取引行為となる。
2. 外資指定銀行は顧客の申告ののち、これが立替金であることを確認したときは、所在地の外貨局検査部門に遅滞なく報告しなければならない。
3. 「人民幣にて他人のために支払った国内の費用を、相手方が外資支払すること」に当てはまる場合はすべて、外貨のやみ取引行為とされ、その人民幣資金の源泉が人民幣転であるか否かを問わない。

これに対し、弁護士が上海およびその他の地区の外貨管理部門と確認したところ、関係する担当者は実務上も立替金の外貨受け取りを一律に外貨のやみ取引行為とし、且つ、立替という事実が真に存在するか否か、および非貿易項目下の費用であるか否かを問わないという観点を示した。

弁護士が推測するに、中国の外貨貯蓄の増加にともない、中国政府は現在既に、高過ぎる外貨貯蓄が恐らくもたらすであろうリスクに直面し始めている。国家の外貨貯蓄のためのプレッシャーとコストを下げるため、外貨管理部門は、一方では、外貨貯蓄の分流を加速し、外貨貯蓄を削減させる政策を制定する必要がある、またもう一方では、厳格に現行の政策を執行し、外貨の受け取りの審査方面を更に厳しくする必要がある。

上述の厳格な規定にもとづき、中国国内の関係主体が立替金の名目にて外資を受け取ることは比較的大きなリスクに直面していると弁護士は理解する。中国の外資指定銀行がその顧客の外貨受け取りが立替金の性質を有していることを確認した場合は、通常、暫定的に当該資金を保留し、顧客の外資口座に入金してはならない、且つ国外の送金者に連絡し、これを送り戻さなければならない。立替金の性質を有する金額が一旦中国国内の顧客の外資口座に入金されれば、則外貨のやみ取引行為と認定され、「外貨管理条例」の上述の規定により処罰されることになる。

(里兆法律事務所が 2007 年 7 月 20 日付けで作成)